



Japan  
Trucking  
Association

JTA since 1953

# 広報 どらつく

毎月1日・15日発行  
**5月1日号**  
発行所 公益社団法人 全日本トラック協会  
〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5  
全日本トラック協会会員登録部  
☎ (03) 3344-1029 (総務部会員室)  
https://jta.or.jp  
※紙面に掲載するいわばは記載室まで  
(定価・税込348円／会員の購読料は会員料に含まれます)

# 4月11日衆院 4月26日参院 業界の実力でスピード可決!!

## 馬渡会長 現場の課題を熟知 実のある発言を連発!

## 「国政」で高い評価をゲット!

## 坂本会長 業界の底力で「国政」を動かす!

## 異例の17項に及ぶ附帯決議



「流通業務総合効率化法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を賛成多数で可決した衆議院本会議（4月11日、右）、参議院本会議（4月26日、左）



参議院本会議で法案成立を見届ける坂本会長（中央）

現在、物流事業者が独自に貨物輸送の効率化を図ろうとしても実施困難な場景が多く、また、貨物の輸送先でトラックドライバーが契約にない荷役作業や陳列作業等の附帯作業を指示されたり、長時間の荷卸し待ち等を強いられたりするケースも散見されている。

一方で、物流事業者の取引関係においては、多重下請構造が存在するため、実運送事業者が適正な運賃を收受することが困難となっていることが多い。物流の生産性向上を図るなどに、物流産業を魅了する職場とするためには、荷主企業・物流事業者の双方において非効率な商慣行の見直しを行う必要がある。こうしたことから、政府は今年2月13日に同法案を開議決定し、今国会での審議を進めてきた。

同法案は、3月21日に衆院本会議で趣旨説明および質疑が行われてから、順調に審議が行われた（2面に全文）。

参考人として衆参両院の国土交通委員会で意見陳述を行った馬渡雅敏全ト協副会長（参議院、4月23日）

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」（3面）が、4月11日の衆議院本会議に続き、4月26日の参議院本会議で賛成多数により可決・成立した。同法は①荷主や物流事業者等に対し、一定規模以上の事業者に対して、計画の作成やその取り組み状況の報告等を義務付け、②元請事業者に対し、実業者の名称等を記載した実運率化法の名称で、4月26日の参議院本会議にて可決・成立した。この結果、参議院国土交通委員会および4月23日の参議院国土交通委員会で、全国トラック協会の馬渡雅敏副会长が参考人として出席して、「流通業務総合効率化法」の名称は、「物資流通効率化法」へ変更された。

認証取得が外国人材受け入れのための条件です！

「認証を取得しているから」が自社を選んだ理由の社員がいます！

国土交通省創設 働きやすい職場認証

制度の詳細は[こちら](#)

三つ星 4月16日～5月31日  
二つ星 7月1日～9月15日

2024年度 申請受付中

働きやすい職場認証

安心を覚える！人が集まる！

応募者数増加実績40%

※認証事業者登録カード

(一財)日本海事協会

配達くん

運送業の今を少しだけ便利にする「配達くん」

信頼されて39年

充実のアフターサポート

システムは安心の自社開発！

新バージョンリリース

https://daisosystem.co.jp/

大創システム株式会社 DAISO SYSTEM CO., LTD.

本社 〒110-0005 東京都台東区上野1-17-6  
TEL 03(3831)3300 FAX 03(3831)3369  
東北支店 〒982-0011 宮城県仙台市太白区長町1-3-26  
TEL 022(706)2821 FAX 022(706)2822

配達くん 検索

# 流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律及び 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案に対する附

## 衆議院での附帯決議

**衆議院での附帯決議**

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

な運賃収受の実現や物流効率化等の労働環境改善を目的とした実効性のある取組を一層強力に推進すること。その上で、トラックドライバーの人材の確保を実現するための措置を講じること。

一 ト ラ ッ ク 運 送 事 業 に つ  
死 や 精 神 疾 患 な ど の 健 康  
被 害 が 最 も 深 刻 で あ り 、  
か つ 、 そ の た ま に 深 刻 な  
人 手 不 足 に 陥 っ て いる 物  
流 産 業 の 現 状 に 鑑 み 、 で  
き う だ け 早 期 に 時 間 外 労  
働 の 上 限 を 一 般 労 働 者 と  
同 様 に で き る よ う 、 関 係  
省 庁 、 労 働 者 団 体 を 含 む  
関 係 団 体 及 び 荷 主 等 の 連  
携 及 び 協 力 を 強 化 し 、 ト  
ラ ッ ク ド ライバ ー の 賃 金  
引 上 げ の 原 資 と な る 適 正  
保 及 び 育 成 の た め の 支 握  
に つ いて 、 現 状 に お し て 過 労  
策 を 講 じ る こ と 。

二 ト ラ ッ ク ド ライバ ー の 賃 金 水 準 の 向 上 等 の 観  
点 か ら 実 運 送 事 業 者 に お  
ける 適 正 な 運 貨 収 受 を 図  
る た め 、 貨 物 自 動 車 運 送  
事 業 法 に 基 づ く 標 準 的 な  
運 貨 を 每 年 見 直 し 、 当 該  
運 貨 の 効 果 に つ い て 檢 討  
し 、 そ の 在り方 も 含め 適  
時 適 切 な 見 直 し を 行 う と  
と も に 、 ト ラ ッ ク 運 送 事  
業 者 が 当 該 運 貨 を 活 用 し  
え 、  
引  
正  
す  
ト  
政  
體  
な

## 参議院での附帯決議

# 参議院での附帯決議

省府、関係団体等を含む  
関係団体及び荷主等の連  
携及び協力を強化し、ト  
ラックドライバーの賃金  
引上げの原資となる適正  
な運賃収受の実現や物流  
効率化等の労働環境改善  
に向けた実効性のある取  
組を一層強力に推進する  
こと。その上で、トラッ  
クドライバーの人材の確  
保及び育成のため、運転  
免許取得費用の軽減等を  
始めとした各般の支援策  
二 ト ラ ッ ク ド ライバ  
ー の 賃 金 水 準 の 向 上 等 の 観  
点 か ら 実 運 送 事 業 者 に お  
け る 適 正 な 運 賃 収 受 を 図  
る た め 、 貨 物 自 動 車 運 送  
事 業 法 に 基 づ く 標 準 的 な  
運 賃 を 每 年 見 直 す と と も  
に 、 そ の 効 果 に つ い て 検 討  
し 、 在 り 方 も 含 め 適 時 適  
切 な 見 直 し を 行 う こ と に  
よ り 、 ト ラ ッ ク 運 送 事 業  
三 ラ ッ ク ド ライバ  
ー の 賃 金 水 準 の 向 上 等 の 観  
点 か ら 実 運 送 事 業 者 に お  
け る 適 正 な 運 賃 収 受 を 図  
る た め 、 貨 物 自 動 車 運 送  
事 業 法 に 基 づ く 標 準 的 な  
運 賃 を 每 年 見 直 す と と も  
に 、 そ の 効 果 に つ い て 検 討  
し 、 在 り 方 も 含 め 適 時 適  
切 な 見 直 し を 行 う こ と に  
よ り 、 ト ラ ッ ク 運 送 事 業

大議

行う荷主との適正な運交渉と適切な価格転嫁実現すること。また、運送事業者における標的時間の短縮等の状況について調査し、公表すこと。その結果を踏まえ、トラックドライバー金の全産業平均並みの上げができるよう、必要な措置を講じること。

前項の実効性を担保するため、国土交通省のラックGメン、厚生労省、中小企業庁及び公取引委員会等、関係機関に加え、労働者団を含む関係団体との更なる連携強化を図ることと

もに、悪質な荷主等への監視を強化すること。また、市場運賃を度外視し、事業を請け負うことに対する監視を強め、その状況等への是正指導を徹底すること。これに向け、全国及び地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を活用し、貨物自動車運送事業者からの情報収集

により、強化、明確化を図ること。また、トラックGメン等が効率的かつ確実に事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制について、調査員証の発行などにより、強化、明確化

## 大議

が当該運賃を活用してう荷主との適正な運賃涉と適切な価格転嫁を現すること。また、実送事業者における標準的な運賃の收受及び荷持時間の短縮等の状況について調査し、公表すること。さらに、その結果踏まえ、トラックドライバーの賃金水準を全産平均並みの引き上げること。

業を請け負うことに対する監視を強め、その状況を踏まえ、「荷主至上主義」の実態から脱却するため、適切な規制措置を導入すること。さらに、当該関係行政機関等において情報収集と共有を図り、関係する荷主等に対し、違反行為を是正し再発を防止するため、貨物自動車運送事業法を始め、独占禁止法、下請代金法などの関係法令に基づく勧告・公表等を積極的に行うこと。

一定規模以上の荷主等に義務付けられる中長期的な計画の作成や、元請事業者に義務付けられる実運送体制管理簿の作成及び下請関係に入るトランク事業者等に対する義務付けられる当該管理体制簿作成に必要となる情報の通知に当たっては、事業者等にとって過度の負担とならないよう、ガイドラインの作成やデジタル技術の活用等を行い、制度が円滑に導入されるよう努めること。また、トラ

二の実効性を担保するため、国土交通省のトランクGメン、厚生労働省、中小企業庁及び公正交易委員会等、関係行政機関に加え、労働者団体含む関係団体との更なる連携強化を図るとともに、悪質な荷主等への監場運賃を度外視した安悪質な荷主等への監

も、荷主や元請事業者等の違反原因行為に係る調査等を補完する体制について、調査員証の発行などにより、強化、明確化

を図ること。また、トラックGメン等が効率的かつ確実に事業者等の

十一 荷主等においても、運転者の貨物利用運送事業者等の荷役等の効率化を図るために、物流統括管理と人流改善の取組を推進する人材の確保、育成が不必要な支援を講じること。また、物流統括管理者は、実効的に物流改善組める環境整備にすること。

十二 一貫パレチッタの推進により荷主負担を軽減するため、オーリクリフト免許の導入促進等の支援を行うこと。中小事業者に対する導入促進等の支援を行なうこと。

十三 物流の拘束時間を短縮するため、中継輸送や自動運用可能な物流拠点を進めること。また、小トラック事業者の中継輸送の普及化が進められるよう、企業間の連携が図られる支援を行うとともに、ダブル連結トーションの活用に向けた実験等の取り組みが、物流の効率化を図るための助言、財政的支援を行なうとともに、

トランクドライバーの時間短縮、効率化の推進に当たって万全を期すべく、積載率が向上により、規模の事業者等に貨物が運搬などし、中小零細業者等が顧客を失い境が悪化しないようとともに、適切な指導を行う。一方で回収が行われる現の改善等の働きを進める観点から面に万全の配慮として高速道路における中継輸送や自動運転運転トラックの効率化が進められる企業間の連携による必要な助言、財政支援等を行ふとともに、中継輸送の普及を進める。また、小トラック事業者による可能な物流拠点を構築することも、運行経路の拡充等によるコスト削減の実現に係る広報に努め、消費者に意識改革を促すこと。また、「料金無料」の表示を含め、消費者に対するコスト意識を図る取組を進めることにより、規模の事業者等に貨物が運搬などし、中小零細業者等が顧客を失い境が悪化しないようとともに、適切な指導を行う。一方で回収が行われる現の改善等の働きを進める観点から面に万全の配慮として高速道路における中継輸送や自動運転運転トラックの効率化が進められる企業間の連携による必要な助言、財政支援等を行ふとともに、中継輸送の普及を進める。また、小トラック事業者による可能な物流拠点を構築することも、運行経路の拡充等によるコスト削減の実現に係る広報に努め、消費者に意識改革を促すこと。また、「料金無料」の表示を含め、消費者に対するコスト意識を図る取組を進めることにより、規模の事業者等に貨物が運搬などし、中小零細業者等が顧客を失い境が悪化しないようとともに、適切な指導を行う。

十五 物流の効率化  
過積載とならない対策を講じることで、積載率の向上に寄与する。また、顧客を失う事業者も想定されるので、当該事業者に対して配慮することとする。

十六 貨物軽自動車における運送事業を担保するため、自動車安全管理士による貨物軽自動車管理者講習において、理者の知識を含む運送事業者の要件を課す。また、貨物軽自動車事業者の多くを人事業主においており、全管理者の選任受講、国土交通省による周知徹底とともに、運転者事故報告が確実なよう事故記録の作成、貨物運送保険の図ること。

率化に伴ないよう、一方で、事業者による割り込みや、貨物運送の危険性に対する意識改収すること。また、事業者全管理による事故報受講、図ること。

、運転者への適性告が確実に行われ周知徹底を図ると、受診、業務記録及記録の作成、保存、送保険の加入等をと。鉄道貨物や内航海のモーダルシフトするため、国土政策から必要なインフラ備等を進めるとと国、荷主、運送事関係者によつて、需要を生むための検討すること。

新たな需要を生む方策を検討することとした。次世代の物流、生産性向上に資自動物流道路」について、海外での事踏まえ、今後の方画を早期に示すこ

本法に基づく措置決議を踏まえた措か、平成三十年及五年の貨物自動車業法の改正により延長された措置や、年六月に「我が國の革新に関する関会議」が決定した革新に向けた施策「ジ」等に基づく諸実施状況等について土交通省、経済農林水産省、厚生、公正取引委員会携し、物流業界や団体を含む関係団荷主等の協力の下、に検証を行い、そ必要となる措置かに実施すること。

(1面に関連)

| 国会審議の経過 |   |
|---------|---|
| 衆議院     |   |
| 3月 21日  | 衆議院本会議<br>(趣旨説明および質疑)                         |
| 3月 27日  | 衆議院国土交通委員会<br>(趣旨説明および質疑)                     |
| 4月 3日   | 衆議院国土交通委員会<br>(質疑)                            |
| 4月 5日   | 衆議院国土交通委員会<br>(参考人意見聴取および質疑)                  |
| 4月 10日  | 衆議院国土交通委員会<br>(附帯決議を付して可決)                    |
| 4月 11日  | 衆議院本会議<br>(委員長報告および採決。<br>賛成多数で可決、参議院<br>へ送付) |
| <hr/>   |   |
| 参議院     |   |
| 4月 18日  | 参議院国土交通委員会<br>(趣旨説明)                          |
| 4月 23日  | 参議院国土交通委員会<br>(参考人意見聴取および<br>質疑)              |
| 4月 25日  | 参議院国土交通委員会<br>(附帯決議を付して可決)                    |
| 4月 26日  | 参議院本会議<br>(委員長報告および採決。<br>賛成多数で可決・成立)         |

古賀 誠  
全国道路利用者会議会長丹羽 克己  
国土交通省道路局長

同会議は、地方公共団体・自動車・トラック・バス・タクシーやの事業者等で構成されています。

決議案では、「高規格道路のミッショングリーンの解消」、「幹線道路ネットワークの強化」、「高速道路料金制度」として、利用に応じた料金制度を継続するなど4項目を掲げ、トランク運送事業者をはじめとした道路利用者目線での「道路の推進を強く訴えるもの」となっています。



全国道路利用者会議理事会で決議文を読み上げる坂本会長

日本トラック協会の坂本克己会長は4月19日、東京都千代田区の全国協議会にて開催された第76回定期総会に出席。5月14日に開催を予定している同会議第76回定期総会に議題として、決議案を提案した。

決議案では、「高規格道路のミッショングリーンの解消」、「幹線道路ネットワークの強化」、「高速道路料金制度」として、利用に応じた料金制度を継続するなど4項目を掲げ、トランク運送事業者をはじめとした道路利用者目線での「道路の推進を強く訴えるもの」となっています。

## トラック目線で道路整備の課題解決を

全国道路利用者会議 理事会 坂本克己会長が決議文を朗読

衆議院国土交通委員会  
委員長 長坂 康正 様

令和6年4月  
公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本克己

### 申し入れ書

憲法に基づく国会の国政調査権により4月5日の衆議院国土交通委員会に、弊協会副会長馬渡雅敏を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」改正の法案審議の参考人としてご招致して頂いたことは所謂2024年問題における物流、特に地方・中小のトラック事業者の現場の声をお聞き下さる機会を国民の代表である国会の場に頂戴でき、大変感謝申し上げます。

物流の根幹たるトラック事業者は、とりわけドライバーによって成り立っており、ドライバーの生活、暮らし、労働環境等を含めて、その最前線であり、かつ末端である地方の中小のトラック事業者の2024年問題についての切なる声を国民の代表であり、立法者たる国会議員の先生方にお伝えし、国会の記録に残し、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」改正の法案審議に資することが出来たのは、大変意義深いことです。

しかしながら委員会開会の定足数を満たしたとはいえ、残念ながら欠席や途中退席される自民党の委員の先生方が数人おられ、折角の我々の生死にも関わる魂の叫びともいえる声が届いていないのではないかと強く懸念すると同時に大変遺憾に思う次第であります。

国会開会中は大変お忙しいとの国会議員の先生方ですが、4月1日以降もこの問題は連日報道がなされこの国の血液ともいえるトラック事業の現場の声を是非とも直接お聞き頂きたかったのです。

また、本委員会の審議中継をネットにて視聴しております全国のトラック事業者からも同様の懸念遺憾の声が多数湧き上がっており、お招きいただいた立場ながら、こうして委員会の要である委員長様に申し入れをする次第であります。今後は是非ともこのようなことが無きようお願い申し上げます。

尚、この申し入れは貴委員会の与野党筆頭理事様にもコピーをお渡し致します。

# 坂本会長が衆議院国土交通委員長に申し入れ

坂本 克己  
全ト協会長

## 改正「物流効率化法及び貨物自動車運送事業法」のポイント (1面に連)

### ① 荷主・物流事業者に対する規制的措置

### 【物流効率化法】

○①荷主<sup>①</sup>（発荷主・着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

<sup>①</sup>元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、勧告・命令を実施。

○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。<予算>



### ② トラック事業者の取引に対する規制的措置

### 【貨物自動車運送事業法】

○元請事業者に対し、実運送事業者の名稱等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。

○運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付等を義務付け<sup>②</sup>。

○他の事業者の運送の利用（＝下請けに出す行為）の適正化について努力義務<sup>③</sup>を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。

<sup>②・③</sup>下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

### ③ 軽トラック事業者に対する規制的措置

### 【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、②国交大臣への事故報告を義務付け。

○国交省HPにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

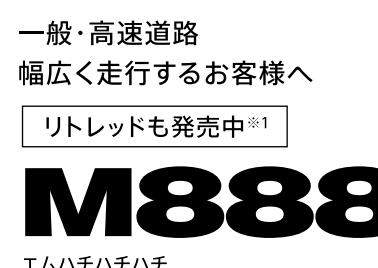
## 決議（案）

次に掲げる項目を計画的かつ着実に実現すること。

- 一、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度においても、必要な予算・財源を確保すること
- 二、令和6年能登半島地震などを踏まえ、国土強靭化実施中期計画を令和6年内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること
- 三、我が国の生産性を向上させ、成長力及び国際競争力を強化するため高規格道路のミッショングリーンの解消、重要物流道路の整備推進など、幹線道路ネットワークを強化すること
- 四、高速道路料金について、利用に応じた料金制度としつつ、事業者向け割引を継続すること
- 五、経済活動の生産性向上やカーボンニュートラル推進を図るために、利用者目線での渋滞対策の実施、道の駅などの休憩施設の機能強化、中継物流拠点の整備及び交通結節機能の強化を推進すること

これらの項目も踏まえ、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設等により、令和7年度道路関係予算は、賃金水準などの上昇も加味した上で、所要額を満額確保すること。

令和6年5月14日 全国道路利用者会議 第76回定期総会



一般・高速道路  
幅広く走行するお客様へ  
リトレッドも発売中<sup>※1</sup>

**M888**

エムハチハチハチ



高速道路主体のお客様へ

リトレッドも発売中<sup>※2</sup>

**ECOPIA  
M801II**

エコピア エムハチマルイチ

安心・安全な走りを追求し、  
輸送ビジネスの未来をさえていく。



都市間高速  
観光バスのお客様へ

**ECOPIA  
R241**



輸送効率向上を  
お求めのお客様へ

**GREATEC  
M829**

グレイテック エムハチニーキュウ

第9回「道路委員会」

## 高速道路料金・SA・PA休憩施設等について意見交換

全日本トラック協会は、席委員およびオブザーバーとして参加した。日本貨物運送協同組合連合会の出席者との意見交換が行なわれた。

4月18日、第9回道路委員会(寺岡洋一委員長)を開催した。冒頭、国土交通省道路局の小林賢太郎高速道路課長が「高速道路に関する料金やSA・PAの確実な駐車機会の確保などのテーマについて」の話をテーマに講演。その内容を受け、高速道路における料金やSA・PAの変形A6判、フルカラーポスターを用いて、出発点から目的地までの利用実態調査の結果について事務局が報告した。



第9回道路委員会(4月18日、全ト協)

### 『全国TSガイドブック』を改訂

23か所体制後初



「TRUCK STATION」  
JET'S TRUCK STATION

発刊された「全国トラックステーションガイドブック」

全日本トラック協会はこのほど、「全国トラックステーションガイドブック」(変形A6判、フルカラーポスター)を制作し、全国23か所のトラックステーション(TS)や都道府県トラック協会事務所などで配布している。

同ガイドブックは、現在の23か所体制になってから初めての発行となり、各TSについて、最新の運行情報を網羅して掲載している。

全国から48人が参加

第9回新規採用職員研修・意見交換会を開催

ドを参照。

トラックステーションについての概要説明を行なった。新規採用職員が参加した。

研修では、トラック運送業界の基礎知識や社会人としてのマナーの習得、トレーニングやビジネス文書に関する講義のほか、意見交換会や、全ト協が実施している各事業

会議や、全国から48人が参

加した。

これは、全ト協および都道府県トラック協会の新規採用職員を対象として行っているもの。20都府県と全ト協から48人の

会議を開催した。

これは、全ト協および都道府県トラック協会の新規採用職員を対象として行っているもの。20都

府県と全ト協から48人の

会議を開催した。







全ト協と都道府県トラック協会を結んで実施したWEB説明会では、各地の会員事業者から寄せられた質問に対し、国交省と自工会の担当者が分かりやすく回答した(4月16日、全ト協)

図6 JIS規格とISO規格の違い

|                  | ISO規格          | JIS規格                |
|------------------|----------------|----------------------|
| 構造               |                |                      |
| ホイールナット          | 平面座            | 球面座                  |
| ダブルタイヤ           | 一つのナットで共締め     | インナー、アウターナットそれぞれで締付け |
| ホイールのセンタリング      | ハブインロー         | ホイール球面座              |
| アルミホイールの履き替え     | ボルト交換          | ボルトおよびナット交換          |
| ホイールナット緩み時の故障モード | 緩み→ナット回転→ナット脱落 | 緩み→ボルト曲げ荷重過大→ボルト折損   |

図7 車輪脱落事故のメカニズム

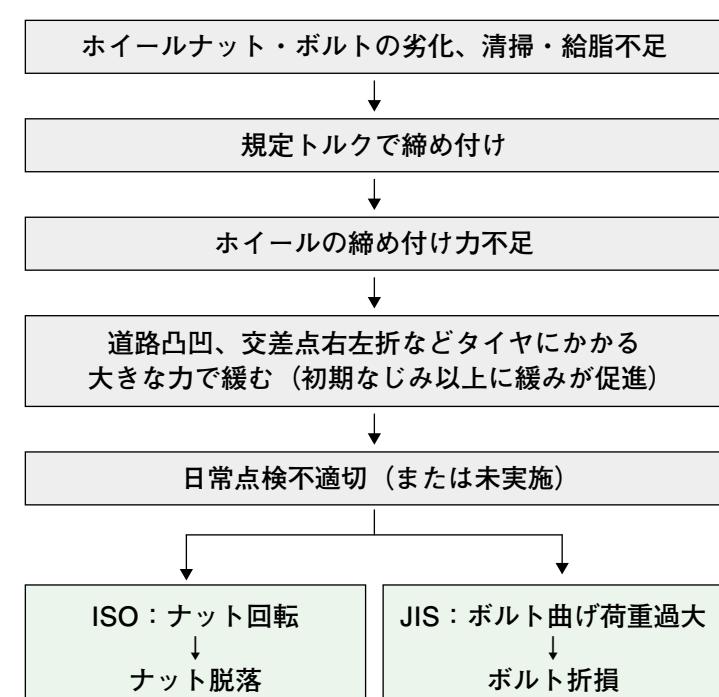


図8 左側後輪車輪の脱落事故が多く発生する要因

- 右折時は、比較的高い速度で旋回するため、遠心力により荷重が左輪に多くかかる
- 左折時は、低い速度であるが、左後輪がほとんど回転しない状態で旋回するため、回転方向に対して垂直にタイヤがよじれるように力が働く
- 道路は中心部が高く作られている場合が多いことから、車両が左に傾き、左輪により大きな荷重がかかる

図9



(図6~9出典：自工会資料)

図10 タイヤ脱着時の注意点

#### ■トルクレンチで適正締め付け

適正なトルクレンチによる規定トルクの締め付け、タイヤ交換後の増し締めの実施

#### ■さびたナットは清掃・交換

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブの取付面、ホイールボルト、ナットのさびやゴミ、追加塗装などを取り除く

#### ■ナット・ワッシャー隙間に脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑油を薄く塗布し、回転させて油をはじませる

#### ■いちにち一度は緩みの点検

運行前に特に脱落が多い左後輪を中心に、ボルト、ナットを目で見て、触って点検する

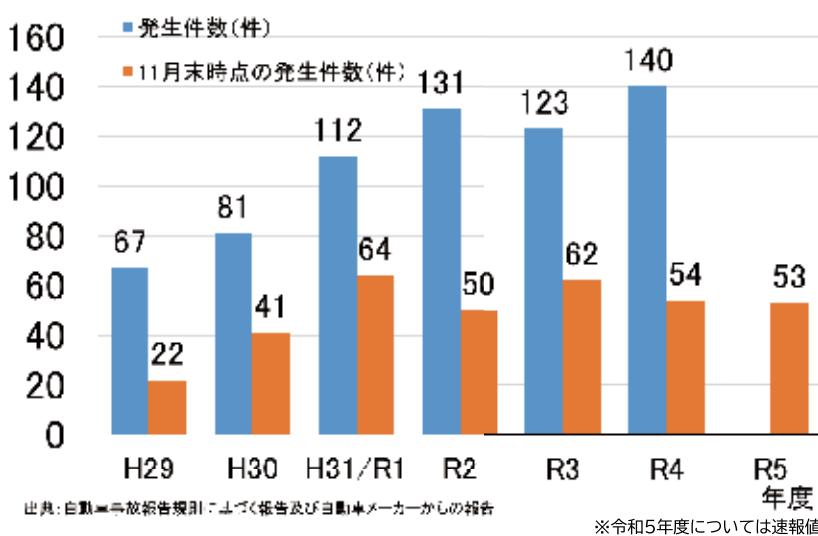
# 全国のトラック協会結び WEB 説明会

全日本トラック協会で国土交通省が設置した大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会や「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」に参加し、車輪脱落事故は依然として多く発生している。その一方で、大型車の車輪脱落事故は依然として多く発生している。その一方で、大型車の車輪脱落事故は依然として多く発生している。

# 車輪脱落事故防止対策の徹底を国交省・自工会が説明

**国交省**  
1 車輪脱落事故に係る調査・分析  
不適切なタイヤ脱着作業の原因に

図1 年度別および11月末時点における発生件数



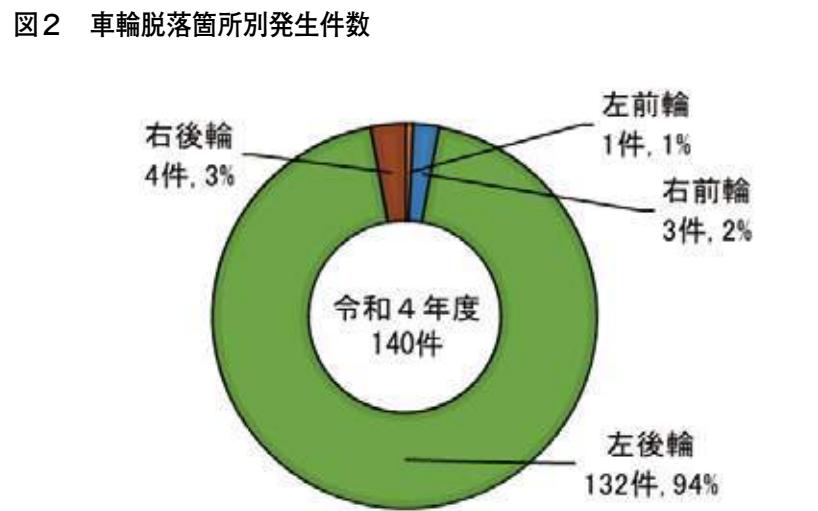
は近年増加傾向にあり、令和5年度は11月末時点での53件で「左後輪」が発生している(図1)。また、4年12月に今後の大型車の車輪脱落事故防止対策について「中長期的に実態調査において、図3で示した事例ボルトやナットに適切に取りまとめ」を公表した。それによると、車輪脱落事故車両の調査や、タイヤ脱着作業、保守管理知見が得られている。また、自工会「大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を国交省・自工会が説明」として次が挙げられる。

は近年増加傾向にあり、令和5年度は11月末時点での53件で「左後輪」が発生している(図1)。また、4年12月に今後の大型車の車輪脱落事故防止対策について「中長期的に実態調査において、図3で示した事例ボルトやナットに適切に取りまとめ」を公表した。それによると、車輪脱落事故車両の調査や、タイヤ脱着作業、保守管理知見が得られている。また、自工会「大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を国交省・自工会が説明」として次が挙げられる。

は近年増加傾向にあり、令和5年度は11月末時点での53件で「左後輪」が発生している(図1)。また、4年12月に今後の大型車の車輪脱落事故防止対策について「中長期的に実態調査において、図3で示した事例ボルトやナットに適切に取りまとめ」を公表した。それによると、車輪脱落事故車両の調査や、タイヤ脱着作業、保守管理知見が得られている。また、自工会「大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を国交省・自工会が説明」として次が挙げられる。

は近年増加傾向にあり、令和5年度は11月末時点での53件で「左後輪」が発生している(図1)。また、4年12月に今後の大型車の車輪脱落事故防止対策について「中長期的に実態調査において、図3で示した事例ボルトやナットに適切に取りまとめ」を公表した。それによると、車輪脱落事故車両の調査や、タイヤ脱着作業、保守管理知見が得られている。また、自工会「大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を国交省・自工会が説明」として次が挙げられる。

図2 車輪脱落箇所別発生件数



は近年増加傾向にあり、令和5年度は11月末時点での53件で「左後輪」が発生している(図1)。また、4年12月に今後の大型車の車輪脱落事故防止対策について「中長期的に実態調査において、図3で示した事例ボルトやナットに適切に取りまとめ」を公表した。それによると、車輪脱落事故車両の調査や、タイヤ脱着作業、保守管理知見が得られている。また、自工会「大型車の車輪脱落事故防止対策の徹底を国交省・自工会が説明」として次が挙げられる。

図3 車輪脱落事故車両調査や、タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査において散見された事例

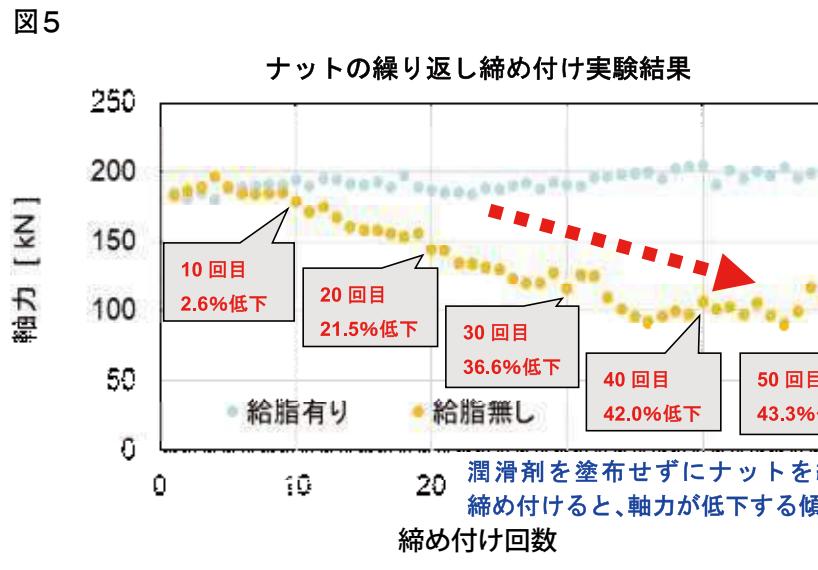
- タイヤ脱着作業時にホイール・ボルト、ホイール・ナット等の点検・清掃・潤滑剤の塗布が適切に実施されておらず、著しいさびや汚れを清掃せず劣化・損傷した部品をそのまま使用していた。
- ボルトやナットのねじ部、摺動部への潤滑剤の塗布を行っておらず、スムーズに回転しないナットをそのまま使用して締め付けていた。
- ナットの締め付け時に、自動車メーカーが規定するトルク値で締め付けを行っていないかった。
- 大型車の使用者自らによる増し締め等が実施されていなかった。
- 日常点検が適切に実施されておらず、日頃からナットの緩みの有無を確認していないかった。
- 運送事業者等の整備管理者による事業者内の指導・管理が不十分であった。

(出典：国交省「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」中間取りまとめ〔概要版〕)

図4 タイヤ脱着作業、保守管理状況に係る実態調査により得られた知見

- タイヤ脱着時の点検・清掃・潤滑作業内容については、大型車使用者の業種に関わらず社内の周知・徹底は一定程度図られているものの、ISO方式に特有の作業であるナットの摺動部への潤滑剤塗布を筆頭に、タイヤ脱着作業者への作業内容の徹底が不十分な事業者も存在した。
- 事故惹起事業者において、自動車メーカーの規定する締め付けトルクによるナットの締め付け遵守状況が顕著に低かった。

(出典：国交省「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」中間取りまとめ〔概要版〕)



(出典：国交省「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」中間取りまとめ〔概要版〕)



県内の全高校・大学などにPRを実施  
多くの学生に業界の取り組みを伝える

| 図1 令和5年度第2回コンテスト<br>全体スケジュール |                        |
|------------------------------|------------------------|
| 7月21日(金)                     | 業界研究インターンシップ申込締め切り     |
| 8月8日(火)～10日(木)               | 業界研究インターンシップ           |
| 8月31日(木)                     | エントリー受付締め切り            |
| 9月上旬                         | 書類審査会                  |
| 9月23日(土)・24日(日)(2日間)         | プレゼン審査会(非公開)           |
| 10月8日(日)                     | 「ひろしまトラックまつり」で一般投票&授賞式 |

同コンテストの最大の特長は、エンタリー前に行う「業界研究インターンシップ」を通じて、学生に提供することである。同コンテストの最大の特長は、エンタリー前に行う「業界研究インターンシップ」を通じて、学生に提供することである。



**金賞**  
**広島県トラック協会青年部協議会**  
**「とらビズ！広島トラック業界  
ビジネスコンテスト」**

「ビジネスコンテスト」開催を通じて  
業界を担う人材の確保・育成に繋げる

全日本トラック協会では、都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等を対象とした「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」を実施している。

選ばれた。

**全ト協青年部会**  
**令和5年度  
先進的な事業取組  
顕彰事例紹介**

## トラック運送業界について学生が研究・発表業界の課題を多くの人に知つてもらう

図2 「業界研究インターンシップ」の実施内容(3日間)

①物流業界の人材不足解消の取り組み

(8月8日 13:00～16:00)  
実際に事業を行っているトラック運送事業者から、トラック運送業界で行っている取り組みや実態を知ることのできる意見交流のワークショップを実施。また、企業や業界で行っている具体的な事例を4人のパネラーから発表。

②アイデア発想方法

(8月9日 13:00～15:00)  
ビジネスアイデアを考えるために「アイデア発想法」を学び、実際のトラック運送業界における女性活躍推進について、学生とトラック運送事業者でアイデアを発想していく。

③企画書の作り方、プレゼンテーションの方法

(8月10日 13:00～15:00)  
アイデアを企画書にまとめるためのプレゼン資料の作り方や、プレゼン審査会に向けたプレゼンテーション方法を学ぶ。

④その他

ビジネスコンテストエントリーに関する説明会も同時開催。



「ポスターセッション」では、「ひろしまトラックまつり」に来場した多くの人々が審査・投票を行った



同コンテストを通じ、参加した学生だけでなく多くの人々がトラック運送業界への理解を深めた

図3 第2回コンテスト最優秀賞受賞プラン

「第1話～キャラクターの誕生～」  
提案学生：中村早希(安田女子大学4年)

人材不足を考えていく上で、「トラック業界に親しみやすさを持たせたい、何なら親しみやすくなるだろう」と考えるようになつた。

すぐに浮かんできたのが、幼い時に好きだったキャラクターだった。そこで、広島県トラック協会にまだないキャラクターを制作し、その公式キャラクターを最大限に活用するプロモーションを仕掛け、子ども世代から親世代のトラックドライバーという職業に対するイメージアップからトラック運送業界の認知度向上、新たな人材確保まで一気通貫で行うプランを提供する。

審査により競うもの。学生向けのビジネスコンテスト開催を通じて、トラック運送業界の面白さや今後の可能性を伝え、広く関心をもつてもらうことを目的に実施している。

青年部協議会では、「トラック運送業界の将来を担う人材の確保を知つてもらい、将来の就職先としてトラック運送業界を考えてもらおう」という目標を定め、同協議会は、女性活躍促進検討部会と連携して同コンテストの開催に踏み切った。

令和5年度(第2回)の全体スケジュールは図1の通りである。

同コンテストは、これまでの学生にトラック運送業界の魅力を知つても、育成に繋げていくことを目指し、同協議会の女性活躍促進検討部会と共に開催される。

5年8月8日～10日にかけて同インナーチャンピオンシップを開催した。同インナーチャンピオンシップの具体的なカリキュラム内容は、図2の通りである。

初日の「物流業界の人材不足解消の取り組み」では、参加した学生によるワークショップが行われるワーキングが行われ分けして、それぞれ「トした魅力がある」と

審査により競うもの。学生向けのビジネスコンテスト開催を通じて、ビジネスコンテストを通じて、業界を担う人材の確保・育成に繋げる。選ばれた。

金日本トラック協会では、都道府県トラック協会の青年組織に所属する経営者等を対象とした「青年経営者等による先進的な事業取組に対する顕彰」を実施している。

令和5年度は、金賞に広島県トラック協会青年部会が実施した「とらビズ！広島トラック業界ビジネスコンテスト」が選ばれた。

充実。多くの学生に対し、トラック運送業界の取り組みや課題を直接伝え、コンテストのPRに繋げた。学生の中には、業界に對して「労働時間が長い」「肉体労働が多い」といふイメージをもつてもらえた。また、5年度の第2回コンテストでは5大学回コンテストでは5大学8組14人の学生が「プレゼン審査会」にエントリ。また、5年度の第2回コンテストでは5大学11組20人が「プレゼン審査会」にエントリして

会の多い「宅配便」をイメージする学生も多いと、いふ。令和4年度の第1回コンテストでは県内から「業界研究インターンシップ」に参加した上で、8組14人の学生が「プレゼン審査会」にエントリして

会の多い「宅配便」をイメージする学生も多いと、いふ。令和4年度の第1回コンテストでは県内から「業界研究インターンシップ」に参加した上で、8組14人の学生が「プレゼン審査会」にエントリして

会の多い「宅配便」をイメージする学生も多いと、いふ。令和4年度の第1回コンテストでは県内から「業界研究インターンシップ」に参加した上で、8組14人の学生が「プレゼン審査会」にエントリして

会の多い「宅配便」をイメージする学生も多いと、いふ。令和4年度の第1回コンテストでは県内から「業界研究インターンシップ」に参加した上で、8組14人の学生が「プレゼン審査会」にエントリして

会の多い「宅配便」をイメージする学生も多いと、いふ。令和4年度の第1回コンテストでは県内から「業界研究インターンシップ」に参加した上で、8組14人の学生が「プレゼン審査会」にエントリして

会の多い「宅配便」をイメージする学生も多いと、いふ。令和4年度の第1回コンテストでは県内から「業界研究インターンシップ」に参加した上で、8組14人の学生が「プレゼン審査会」にエントリして

お客様の声から商品化しました!!  
コロ付き PA-MANオリジナル  
パレット引張り棒

品番 73110-00000

型式 PKR300

税別 17,800円(税込19,580円)

●全長: 1,075mm ●材質: スチール  
●耐荷重: 300kg ●自重: 7kg

信頼の3年保証  
ISO9001:2015取得

ジャパントラックショウ2024  
ブース NO.  
B-14

創業1965年

株式会社 パーマン コーポレーション

〒550-0021 大阪市西区川口4-1-5

ご注文電話 0120-202-800

荷台奥側から楽々引き出せます。

ぜひ商品動画で  
実力を確認  
してください。

PA-MAN  
オリジナル  
パレット引張り棒

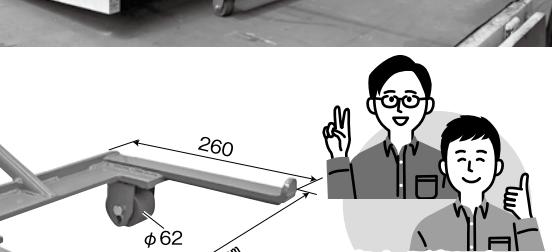
2024年問題の  
解決をサポート!

PA-MAN  
オリジナル  
パレット引張り棒

OPEN  
2024年2月14日  
東大阪市是田東に  
PA-MAN

PA-MAN  
オリジナル  
パレット引張り棒

PA-MAN  
オリジナル  
パレット引張り棒



パレット高さの違いも  
キャスター位置の変更で  
対応できて便利!!

この他にもPA-MANでは2024年問題解決の一助となるアイテムを多数取り揃えております。  
ぜひ、現場の問題解決にお役立てください。

## 天然ガス自動車は 物流分野のエネルギーに関する課題解決に貢献します

環境改善やエネルギーセキュリティの向上等に貢献する天然ガス自動車は、我が国では実用性の高い石油代替エネルギー車として、トラックをはじめ広い用途で普及しています。日本ガス協会は、使命感を持って、天然ガス自動車の普及拡大に取り組んで参ります。

### 自動車を取り巻く課題

運輸部門の高い石油依存度  
CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスによる  
地球温暖化  
NO<sub>x</sub>・PM等による  
大気汚染

### 天然ガス自動車の普及拡大に向けた取り組みを推進

長距離・都市間をつなぐ  
大型天然ガストラックを軸とし、  
運輸部門への普及に向けた  
取り組みを推進

都市間輸送の  
環境改善に貢献する  
大型天然ガストラック

### 天然ガス自動車

石油代替エネルギーとしてエネルギーセキュリティの  
向上に貢献  
CO<sub>2</sub>排出量削減  
環境にやさしく、  
ポスト・ポスト新長期規制値を  
大幅にクリア



写真提供：いすゞ自動車株式会社

ご活用ください

令和6年度

# 全ト協の主な助成制度のご案内



全ト協助成制度ページ

全日本トラック協会は、令和6年度も都道府県トラック協会を通じて各種助成事業を実施する。実施期間や申し込み等詳細に関するお問い合わせは、所属する都道府県ト協まで。

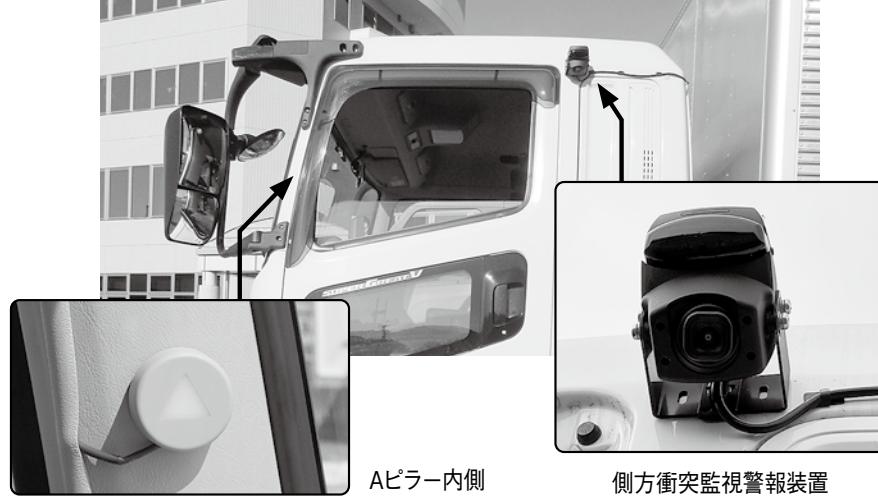
## 安全対策事業

### ・安全装置等導入促進助成事業

(助成対象装置)

次に掲げる安全装置

- ①後方視野確認支援装置（常時、後方視野が確保できるもの）
  - ②側方視野確認支援装置（車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側にサイドビューカメラ【左折方向指示器と連動して視野が確保できるもの】を装着した場合に限る）
  - ③側方衝突監視警報装置（車両総重量7.5トン以上【トラクタの場合は第5輪荷重8.5トン以上】の事業用トラックに側方衝突監視警報装置※を装着した場合に限る）  
※左折時に歩行者や自転車との衝突の危険性を電子的に判断し、衝突の危険性が生じた場合に警告音および警告灯にて運転者に知らせるもの
  - ④呼気吹込み式アルコールインスターロック（国土交通省の技術指針に適合している必要あり）
  - ⑤IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器（Gマーク認定事業所が導入するもので、被測定者の意思によらず自動的に測定結果を端末【営業所設置】に送信できるものに限る）
  - ⑥大型車用トルク・レンチ（車両総重量8トン以上の事業用トラックを管理する事業所において「600N・m」以上の締め付け能力を有する自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）
- (助成額)  
①②④⑤は、対象装置ごとに機器取得価格の2分の1（上限2万円）  
後方視野確認支援装置および側方視野確認支援装置を同時に導入した場合は、各々の装置が対象となり、機器取得価格総額の2分の1（上限4万円）  
③は、車両1台につき、取得価格の2分の1（上限10万円）  
⑥は、1事業所1台、取得価格の2分の1（上限3万円）  
※同一事業において国の補助金が交付される場合、全ト協は助成金を交付しない



Aピラー内側

側方衝突監視警報装置

### ・ドライバー等安全教育訓練促進助成制度

(助成対象研修)

ドライバー等に対する安全教育訓練で、全ト協が指定する研修

(助成額)

- ・特別研修（2泊3日）：受講料の7割を助成（Gマーク認定事業所の場合は全額助成）
- ・一般研修（1泊2日）：1万円

(助成対象研修施設)

△特定研修施設

- ・中部トラック総合研修センター
- ・埼玉県トラック総合教育センター

△指定研修施設

- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・北海道
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・弘前
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・宮城
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・南湖
- ・自動車安全運転センター・安全運転中央研修所
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・茨城
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・栃木
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・ぐんま
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・千葉
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・小田原
- ・新潟自動車学校
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・大原
- ・クレフィール湖東交通安全研修所
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・ABOSHI
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・テクノ
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・ONGA
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・佐賀
- ・総合交通教育センター・ドライビングアカデミー・MIYUKI



### ・トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群（SAS）」スクリーニング検査助成制度

(助成対象)

指定検査・医療機関が実施するSASスクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第1次検査および第2次検査

(助成額)

- ①第1次検査費用の半額（上限500円／人）
- ②第2次検査費用の半額（上限2,000円／人）
- ③第1次検査および第2次検査を同時に実施している場合は、合計費用の半額（上限2,500円／人）

(指定検査・医療機関)

（NPO）睡眠健康研究所、（NPO）ヘルスケアネットワーク、（一財）運輸・交通SAS対策支援センター、各都道府県ト協指定検査・医療機関



### ・血圧計導入促進助成事業

(助成対象機器)

管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自动血圧計（業務用）

(助成額)

- 機器取得費用の2分の1（上限5万円）

※中小企業者※に限る。

※同一事業において国の補助金が交付される場合、全ト協は助成金を交付しない



### ・中小企業大学校講座受講促進助成制度

(助成対象)

都道府県ト協会員である中小企業者※の経営者、後継者および管理者

(助成額)

受講料の3分の1（その他都道府県ト協より助成される場合もあり）

(助成対象校)

（独）中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校（旭川校、仙台校、三条校、東京校、瀬戸校、関西校、広島校、九州校、人吉校、金沢キャンパス、四国キャンパス、Web校）

(助成対象講座)

- ①トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- ②実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- ③管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- ④女性リーダーの能力開発等に関する講座
- ⑤情報化、システム構築に関する講座
- ⑥その他物流事業に関する講座



## 環境対策事業

### ・環境対応車導入促進助成事業

(助成対象車両と助成金交付額)

車両総重量2.5トン超の下記の車両のうち、令和6年4月1日（月）から令和7年3月14日（金）の間に新車新規登録が完了する車両

| 助成対象車両    | 助成金交付額（定額）   |                   |
|-----------|--|-------------------|
| 天然ガス自動車   | 車両総重量 12トン超 100万円<br>最大積載量 4トン以上 45.9万円<br>最大積載量 4トン未満 12.2万円                            |                   |
| ハイブリッド自動車 | 車両総重量 12トン超 60万円<br>最大積載量 4トン以上 33.5万円<br>最大積載量 4トン未満 9.7万円                              |                   |
| 電気自動車     | 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているもの              | 車両総重量 2.5トン超 30万円 |
| ※中小企業者のみ  |  |                   |
| 燃料電池自動車   | 圧縮水素または液体水素を燃料とし、燃料電池スタックおよび電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの | 最大積載量 4トン未満 30万円  |
| ※中小企業者のみ  |  |                   |

### ・アイドリングストップ支援機器導入促進助成事業

(助成対象機器)

トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次に掲げるもの

- ①エアヒータ
- ②車載バッテリー式冷房装置

(助成額)

機器取得価格の2分の1以内（上限6万円）

※同一事業において国の補助金が交付される場合、全ト協は助成金を交付しない



写真①：  
車載バッテリー式冷房装置

写真②：  
エアヒータ

## 経営改善事業

### ・若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業

(助成対象)

以下の教習または準中型免許取得のために指定自動車教習所等でかかる費用（事業者が負担した場合に限る）

- (1)特例教習の講習
- (2)準中型免許の取得のうち

①準中型免許の新規取得

②5トン限定準中型免許の限定解除

(助成額)

助成額、条件、申請方法等の詳細については、所属の都道府県ト協にお問い合わせください

### ・自動点呼機器導入促進助成事業

(助成対象)

都道府県ト協会員である中小事業者※

(助成対象事業等)

国交省が認定した自動点呼機器で、事業者が国交省に業務後自動点呼の実施に係る届出をした場合

(助成額)

対象となる自動点呼機器の導入費用（上限10万円、Gマーク事業者は2台上限20万円）

### ・「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業

(助成対象)

会員事業者が負担した、「働きやすい職場認証制度」の認証取得にかかる次の費用の一部

(助成額)

- (1)新規認証取得（上位認証取得を含む）にかかる審査料・登録料（上限：3万円）
- (2)同位認証継続にかかる審査料・登録料（上限：2万円）
- (3)三つ星の新規認証取得にかかる審査料・登録料（上限：5万円）

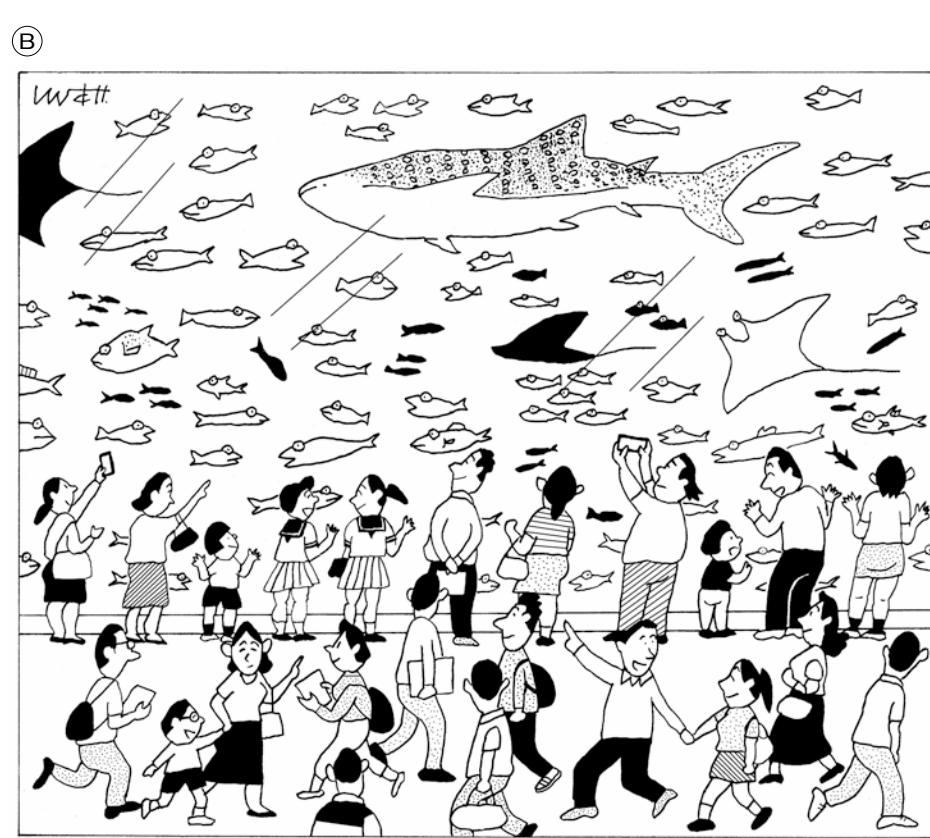
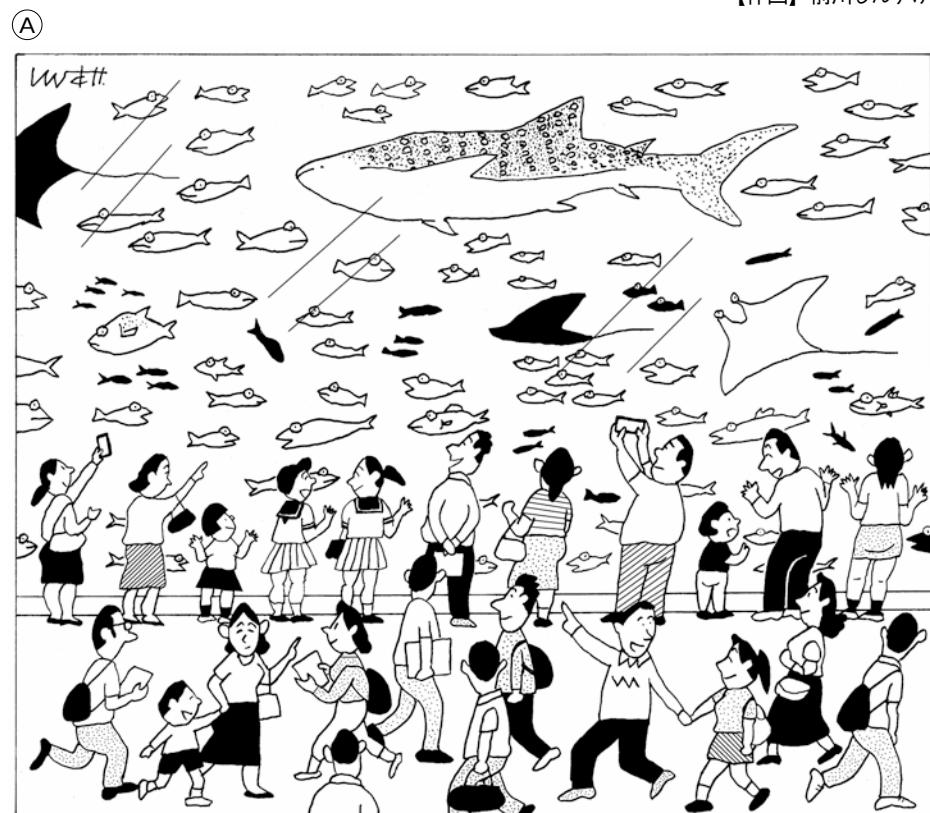
\*中小事業者：中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる資本金3億円以下または従業員数300人以下の中小企業者

# まちがいさがし

30か所みつけられるかな?

テーマ「水族館」

【作画】前川しんすけ



Ⓐの絵と異なる箇所30か所についてⒷに○をつけてください(印刷の汚れやカスレは間違いに含みません)。

**応募方法** ⒶⒷ2つの絵には30か所の間違いがあります。Ⓑの絵を切り取るかコピーして、郵便はがきに貼ってお送りください。郵便番号、住所、氏名、会社名ならびに「広報とらっく」に対するご意見、ご感想も書きください。正解者の申込で20名様に記念品を差し上げます。

**締め切り** 令和6年5月31日(金)(当日消印有効)

**宛て先** 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5 全日本トラック協会総務部広報室  
(公社)全日本トラック協会 総務部広報室

**発表** 当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。まちがいさがしの正解は令和6年5月号の本紙に掲載予定です。皆様のご応募をお待ちしています。  
※ご記載いただきました個人情報の取り扱いについては、「公益社団法人全日本トラック協会 個人情報保護方針」に準じます。

**TOYO TIRES**

すべてのトラック・バス事業に携わる人たちに“感謝を伝えるプロジェクト2024”

トラック・バス事業に携わるみなさまの動画を今年も募集!!

スキマスイッチによる  
テーマソング制作が決定!!

2022年、コロナ禍から始動した「トラック物流感謝プロジェクト」。  
感染症が落ちていたものの、“2024年問題”という次なる難題が押し寄せてきました。  
“物を運ぶ・人を運ぶ”といった私たちの生活を支えているトラック・バス事業に携わる人たちに更なる感謝と、足元を快適に、かつ安全にサポートしたい気持ちを込めて、皆様の自慢のトラック・バスと素敵な笑顔が主役のムービーを制作し、未来を想い続ける皆様へお届けします。

【応募方法】下記アドレスの特設サイト、応募フォームからご応募ください(詳しい情報もこちらから)  
<https://www.toyotires.jp/campaign/truck-kansya/>

【お問い合わせ先】TOYO TIRES トラック・バス感謝プロジェクト事務局 truck-kansya@toyotires-campaign.com

5年度に開始した「働きやすい職場認証制度」は6年度より新たに「三つ星の新規認証取得(上位認証取得を含む)」にかかります。

**3 「経営改善事業」**

**大型ハイブリッドトラックの助成額を倍増**

「燃料電池トラック」も対象に追加

「環境対策事業」

「安全対策事業」

左折巻き込み事故防止を図るために対象機器・装置をさらに充実

「安全装置等導入促進」では、対象機器・装置として新たに「置」を追加する。

「安全装置等導入促進」では、対象機器・装置として新たに「置」を追加する。

「環境対策事業」では、対象機器・装置として新たに「側方衝突監視警報装置」を追加する。

「安全対策事業」では、対象機器・装置として新たに「側方衝突監視警報装置」を追加する。

「環境対策事業」では、対象機器・装置として新たに「側方衝突監視警報装置」を追加する。

「安全対策事業」では、対象機器・装置として新たに「側方衝突監視警報装置」を追加する。

「安全対策事業」では、対象機器・装置として新たに「側方衝突監視警報装置」を追加する。

「側方衝突監視警報装置」が対象に追加

# ここが変わる!

# 全日本トラック協会 令和6年度助成事業

全日本トラック協会では、「安全対策事業」、「環境対策事業」、「経営改善事業」の3事業において、令和6年度も会員事業者を対象とする新規事業や変更点等について紹介する。

傷事故の約4割を占める

「交差点事故」では、左

折時の8割以上が対自転

車による事故となつてお

り、同装置の普及により

傷事故の約4割を占める

「睡眠時無呼吸症候群

助成金額については、見

た上で、ステップ3とし

て新たに「運賃交渉支援

用促進助成金)に改め

あなたは解ける!!

(4月5日号)

答え合わせ

A B C D E F

ガ 一 ド レ 一 ル

## Q&A

第284回

健康診断は退職予定者にも実施しなければならない

個人の健康のためだけではなく、個々が労働者を現在の業務にそのまま従事させてよいかどうか、健康上の観点から判断するために定期健康診断を実施する予定であります。ところが、労働者が6月いっぱいまで退職するといつてきており、会社としては経営環境が厳しい折から、費用削減のためか実施対象から外したいと思いますが、いかがでしょうか。ただ、本人はどうしても受診したい場合には、実費を負担してもらうという方法をとることは可能でしょうか。また一方で、労働者のなかには仕事が忙しかつて、ついでに受診を済ませるのも、労働者に受診すべき法的義務はないのでしょうか。

(略)を行ななければならない。(第66条第1項)と明確に定めており、違反すれば50万円以下の罰金に処せられます。(第120条第1号)。そして、定期健康診断についても、労働安全衛生規則(安衛則)で「事業者は、常時使用する労働者(略)に対し、1年内に既往歴及び業務歴の調査、(1)既往症及び業務歴の調査、(2)自覚症状及び他覚症状の有無の調査、(3)身長、体重の測定、(4)聴力の検査、(5)血管の認証制度(正式名称:「受講促進助成制度」)では、これまで対象校となつていた直方校が廃止され、新たに高岡校(福岡県福岡市)が開校された。この点で、新規認証取得(上位認証取得を含む)にかかる審査料・登録料については上限3万円、同位認証取得(上位認証取得を含む)にかかる審査料・登録料については上限5万円となる。

この点で、新規認証取得(上位認証取得を含む)にかかる審査料・登録料については上限5万円となる。

図1

## キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

## STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指數で暑さ指数を随時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考することも有効

## STEP 2 測定した暑さ指數に応じて以下の対策を徹底

|                   |   |
|-------------------|---|
| □ 暑さ指數の低減         | 準備期間に検討した設備対策を実施  |
| □ 休憩場所の整備         | 準備期間に検討した休憩場所を設置  |
| □ 服装              | 準備期間に検討した服装を着用  |
| □ 作業時間の短縮         | 作業計画に基づき、暑さ指數に応じた休憩、作業中止  |
| □ 暑熱順化への対応        | 熟に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整  |
| □ 水分・塩分の摂取        | 水分と塩分を定期的に摂取  |
| □ ブレーキング          | 作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減   |
| □ 健康診断結果に基づく対応    | 次の疾患を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮<br>①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢                   |
| □ 日常的健康管理         | 当日の軽食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認   |
| □ 作業中の労働者の健康状態の確認 | 巡回を頻繁に行い声をかける。労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導   |
| □ 異常時の措置          | 少しでも本人や周囲が異変を感じたら、必ず一旦作業を離れて病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置<br>※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減<br>※一人きりにしない |

暑熱順化とは、体が暑さに慣れることをいう。暑い日が続くと、体は次第に暑さに慣れて、暑さに強くなる。一方で、暑さに慣れないと熱中症になる危険性が高まる。

暑熱順化の対応は、特に熱中症への注意が必要となる。

暑熱順化とは、体が暑さに慣れることをいう。ここでは、この中からポイントを絞って紹介する。

暑い日が続くと、体は次

に慣れていないと熱中症になる危険性が高まる。

暑熱順化は、特に熱中症への注意が必要となる。

暑熱順化の対応は、特に熱中症への注意が必要となる。

暑熱順化は、特に熱中症への注意が必要となる。

暑熱順